

矢板市の保険税の納期限

口座振替、納付書での納付(普通徴収)	
第1期	令和8年 7月 31日(金)
第2期	令和8年 8月 31日(月)
第3期	令和8年 9月 30日(水)
第4期	令和8年 11月 2日(月)
第5期	令和8年 11月 30日(月)
第6期	令和8年 12月 25日(金)
第7期	令和9年 2月 1日(月)
第8期	令和9年 3月 1日(月)

年金から差し引きの納付(特別徴収)	
第1回	4月 令和8年 4月15日(水)
第2回	6月 令和8年 6月15日(月)
第3回	8月 令和8年 8月14日(金)
第4回	10月 令和8年 10月15日(木)
第5回	12月 令和8年 12月15日(火)
第6回	2月 令和9年 2月15日(月)

納税通知書、預貯金通帳、通帳の届け出印を持って、矢板市指定の金融機関へ

口座振替取扱い金融機関等

- 足利銀行 ●栃木銀行 ●塩野谷農業協同組合
- 大田原信用金庫 ●中央労働金庫
- 那須信用組合 ●ゆうちょ銀行(郵便局)

●保険税の納付は口座振替に

口座振替にすれば、わざわざ納めに行く手間がはぶけ、うっかりと納め忘れをすることもなく、確実に納められます。ただし、口座振替にした場合、申告や年末調整において社会保険料控除として保険税が適用できる人は口座名義人のみとなりますのでご注意ください。

知って! おきたい! 保険税は納期限内に納めましょう

特別な事情がないのに保険税を滞納すると、未納期間に応じて、下のような措置がとられます。また、高額療養費の限度額適用認定を受けられない場合があります。どうしても納付が困難なときは早めに税務課窓口にご相談しましょう。

1 納期限から1年間を過ぎると、資格確認書(特別療養)または資格情報のお知らせ(特別療養)を交付する場合があります。

※資格確認書(特別療養)または資格情報のお知らせ(特別療養)は、被保険者であることを証明するだけのものですので、医療費はいったん全額自己負担になります。

2 納期限から1年6か月を過ぎると、保険給付の全部または一部が差し止められることがあります。

3 1、2の措置を受けても納付しないときは、差し止めている給付から滞納分が控除されます。

- ほかに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。
- 40歳以上65歳未満の国保加入者がいる世帯の場合、介護保険の給付も制限されます。

●未納のままにしないで必ずご相談ください!●

矢板市では、納付が困難となっている人のために納付相談を行っています。未納のままにせず、まずは税務課窓口までご相談ください。

こんなときは必ず14日以内に届け出を

令和6年12月2日より、従来の保険証は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。マイナ保険証の利用をご検討ください。なお、加入及びやめる手続きは、保険証廃止後も必要です。

	こんなとき	
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	加入の届け出が遅れると 加入資格を得た時点までさかのぼって、保険税を納めます。
	職場の健康保険をやめたとき	
	子どもが生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	
国保をやめるとき	外国籍の人が加入するとき	やめる届け出が遅れると ほかの健康保険に入ったとき、国保をやめる届け出をしないと、知らずに国保の保険税と健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。
	ほかの市区町村に転出するとき	
	職場の健康保険に入ったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	
	生活保護を受けるようになったとき(届け出が不要な場合があります)	
	外国籍の人がやめるとき	

※このほか、マイナンバーカードなど、個人番号が確認できる書類と本人確認書類もお持ちください。



環境に配慮し、植物油インキを使用しています

令和8年度

国民健康保険税のお知らせ

みなさん一人ひとりの保険税が国保を支えています

保険税は、国保加入者のみなさんが病気やケガをしたときの医療費に充てられる貴重な財源です。この保険税が不足すると、みなさんは国保から十分な給付が受けられなくなり、医療費の負担も大きくなってしまいます。自分のため、みんなのために保険税は納期限内に納めましょう。



知って! おきたい! 年齢によって納付する保険税は異なります

40歳以上の人は介護保険の加入者ともなります。介護納付金分も納めることとなりますので、年齢によって納める保険税が異なります。

表の○のものを合わせて、国民健康保険税として納めます。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分		
				所得割・平等割	均等割	18歳以上均等割
40歳未満	○	○	—	○	○	○
18歳未満	○	○	—	○	※1	—
40歳以上65歳未満	○	○	○	○	○	○
65歳以上75歳未満※3	○	○	※2	○	○	○

※1 地方税法及び地方税法施行令の規定に基づき、18歳に達する年度までの子どもに係る子ども・子育て支援納付金課税額のうち、均等割の10割を減額します。

※2 介護保険分は介護保険料として別に納めます。

※3 保険税は年金から引落しされます。

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、世帯主の年金から引落しされます(特別徴収)。ただし、下記の場合は、個別に納付書または口座振替で保険税を納めます(普通徴収)。

○世帯主が国保被保険者以外の場合 ○年金が年額18万円未満の場合

○介護保険料の引落としと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合

●年金から引落しされる人でも、**口座振替に変更が可能です。**

★納税義務者は世帯主です。世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯の中に国保の加入者が一人でもいれば、世帯主あてに納税通知書が送付されます。

子ども・子育て支援金制度について

- ◆「子ども・子育て支援金制度」は、子育て世帯に対する支援(給付)の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を『社会全体で支え合う』しくみです。
- ◆子ども・子育て支援金は、少子化対策促進のため、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支給給付」などの取り組みの財源として活用されます。
- ◆令和8年度から、皆様が入っている医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療、被用者保険等)の保険税または保険料と併せてご負担いただくこととなります。

矢板市国民健康保険

保険税について…税務課 市民税担当

保険の資格について…健康増進課 国保医療担当

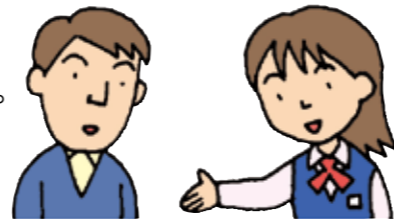
TEL.0287-43-1115

TEL.0287-43-1118

知って! おきたい! 保険税はどのように決まるの?

● 保険税の決め方

保険税は、国保加入者の所得、人数などに応じて、世帯単位で決まります。世帯に40歳以上65歳未満の国保加入者がいる場合は、医療保険分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分のほかに介護納付金分も納めます。



● 令和8年度矢板市国民健康保険税の計算方法

保険種別	計算式	均等割額	平等割額
医療保険分 限度額67万円	加入者全員の基準総所得額* × 6.8%	加入者の人数 × 26,400円	一世帯につき 18,200円
後期高齢者支援金分 限度額26万円	加入者全員の基準総所得額* × 2.4%	加入者の人数 × 9,700円	一世帯につき 7,100円
介護納付金分 限度額17万円 (40歳以上65歳未満の国保加入者がいる場合)	40歳以上65歳未満の加入者全員の基準総所得額* × 2.2%	40歳以上65歳未満の加入者の人数 × 10,800円	一世帯につき 4,800円 (40歳以上65歳未満の加入者がいる世帯)
子ども・子育て支援金分 限度額3万円	加入者全員の基準総所得額* × 0.3%	加入者の人数 × 1,300円 (均等割1,200円+18歳以上均等割100円)	一世帯につき 800円

※基準総所得額 = (前年の総所得金額等) - (基礎控除43万円)

正しい所得を申告しましょう!

保険税の所得割額は前年の所得をもとに計算されます。国保事業の健全な運営のため正しい申告をお願いします。

● 年度途中で保険税額が変更になるとき

保険税は年度ごとに計算されます。下のよう
な場合には、保険税額が変更になりますので、
変更通知書と新しい納税通知書を送付します。

- 加入者数の増減があった。
- 加入者が40歳になった(介護保険の資格発生)。
- 加入者の基準総所得額が変更になった。

● 子育て世帯への軽減措置があります

未就学児の保険税の均等割額が2分の1軽減されます。
すでに低所得者の軽減(下段参照)が適用されている場合は、
当該軽減後の均等割額の2分の1を軽減します。

● 産前産後期間の保険税が免除されます

令和6年1月から、出産した人の保険税の所得割額と均等割額
が、産前産後期間の4か月分(多胎妊娠の場合は6か月分)免除
されます。

倒産・解雇などの理由で失業された人は保険税が軽減されます

65歳未満の非自発的失業者(会社の倒産、解雇など事業主の都合
によって離職した人)は、在職中と同程度の負担で国保に加入でき
るように、保険税が軽減されます。

【軽減額】 前年の給与所得を30/100とみなして保険税を計算します。

【軽減期間】 失業時から翌年度末までの間

【対象者】 次のいずれかに該当して失業等給付を受けている人

- 雇用保険の特定受給資格者(例: 倒産・解雇などによる離職)
離職理由のコード番号: 11・12・21・22・31・32
- 雇用保険の特定理由離職者(例: 雇用期間満了などによる離職)
離職理由のコード番号: 23・33・34

【申請方法】 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、資格確
認書等、本人確認書類をお持ちの上、健康増進課または税務
課で申請してください。

※会社の健康保険に加入した時点で終了します。

知って! おきたい! 次のような場合は、所得に応じて均等割と平等割が軽減されます

I 全世帯員*1の前年の合計所得金額が
43万円+10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下の世帯

▶ 保険税の均等割と平等割が7割軽減されます

医療保険分	均等割	26,400円	7,920円
	平等割	18,200円	5,460円
後期高齢者支援金分	均等割	9,700円	2,910円
	平等割	7,100円	2,130円
介護納付金分	均等割	10,800円	3,240円
	平等割	4,800円	1,440円
子ども・子育て支援金分	均等割	1,300円	390円
	平等割	800円	240円

II 全世帯員*1の前年の合計所得金額が43万円+被保険者数×
31万円+10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下の世帯

▶ 保険税の均等割と平等割が5割軽減されます

医療保険分	均等割	26,400円	13,200円
	平等割	18,200円	9,100円
後期高齢者支援金分	均等割	9,700円	4,850円
	平等割	7,100円	3,550円
介護納付金分	均等割	10,800円	5,400円
	平等割	4,800円	2,400円
子ども・子育て支援金分	均等割	1,300円	650円
	平等割	800円	400円

III 全世帯員*1の前年の合計所得金額が43万円+被保険者数×
57万円+10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下の世帯

▶ 保険税の均等割と平等割が2割軽減されます

医療保険分	均等割	26,400円	21,120円
	平等割	18,200円	14,560円
後期高齢者支援金分	均等割	9,700円	7,760円
	平等割	7,100円	5,680円
介護納付金分	均等割	10,800円	8,640円
	平等割	4,800円	3,840円
子ども・子育て支援金分	均等割	1,300円	1,040円
	平等割	800円	640円

75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入し、後期高齢者医療制度の保険料を納めます。このことにより、
同じ世帯の国保加入者の負担が急に増えることがないように、保険税が軽減されます。

共に二人暮らしの、Aさん夫妻、Bさん夫妻、Cさん夫妻を例に軽減の内容をみてみましょう

Aさん夫妻 夫75歳 妻74歳
国保→後期高齢者医療制度へ移行 引き続き国保へ加入
所得が低いため、これまでも保険税は軽減されていました。夫が後期高齢者医療制度へ移ったあとはどうなるの?

▶ 世帯構成や収入が変わらなければ、引き続きこれまでと同じく軽減されます。

(特定同一世帯所属者)
Bさん夫妻 夫75歳 妻74歳
国保→後期高齢者医療制度へ移行 引き続き国保へ加入
国保の加入者がわたし一人になってしまった場合はどうなるの?

(社会保険旧被扶養者)
Cさん夫妻 夫75歳 妻74歳
会社の健康保険→後期高齢者医療制度へ移行 新たに国保へ加入
これまでは夫の被扶養者だったので、負担はありませんでした。今後はどうなるの?

▶ 移行から5年目までの特定世帯は、平等割が半額になり、6~8年目の特定継続世帯は平等割が4分の1軽減されます。

▶ 新たに保険税の負担が必要となる65歳以上75歳未満の人は、所得割が免除になり、均等割も加入後2年間は半額になります。さらに、国保の加入者が一人の場合は、平等割も加入後2年間は半額になります。※軽減を受けるには申請が必要です。